

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化と健全性の確保を両立させ、ステークホルダーへの社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの強化が最重要課題であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの強化のため、経営の意思決定と執行における透明性及び公正性の確保、コンプライアンスの徹底並びに経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる経営体制の構築とその適切な運営に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 實藏	11,705,700	39.29
松本 倫長	2,441,400	8.19
松本 庄藏	1,854,000	6.22
東レ株式会社	1,560,000	5.23
日亜化学工業株式会社	1,425,000	4.78
旭硝子株式会社	936,000	3.14
リンテック株式会社	936,000	3.14
ジェイアンドエム株式会社	475,500	1.59
松本 春代	360,000	1.20
松本 守雄	330,000	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	松本 實藏
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

上記【大株主の状況】は、平成27年9月30日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社代表取締役会長である松本寛藏は、当社の総株式の議決権の40.96%（直接）及び19.84%（間接）を所有しており、当社の支配株主となります。

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、取引の内容及び条件の妥当性を取締役会において審議の上、取引の是非を決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、監査期中におきましても、監査報告書の内容にかかわらず、会計監査人と適宜監査内容を相互報告しております。
また、内部監査の実施状況及び内容は、必要に応じて監査役会に報告するとともに、監査結果に対する指導方針等について都度協議を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)														
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m		
松本 毅	その他															○
瀧元 一	公認会計士															○
神原 丘	その他															○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 毅	○	独立役員に指定しております。	加古川市教育長として培ってきた幅広い見識と経験を、当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。
瀧元 一	○	独立役員に指定しております。	公認会計士として培われた専門的な知識・経験を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。
神原 丘	○	独立役員に指定しております。	当社の取引先である東レ株式会社で培ってきた経験と見識を、当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における取締役及び監査役に支払った報酬の内容は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 112,480千円
監査役を支払った報酬 5,544千円
計 118,024千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、株主総会決議による報酬等の総額の限度内において、世間水準、経営内容及び従業員給与等とのバランスを考慮し、取締役の報酬等は取締役会の決議により、監査役の報酬等は監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬限度額は、平成16年6月30日開催の第22回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。ただし、従業員分給与は含まれておりません。

監査役の報酬限度額は、平成16年6月30日開催の第22回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の職務の補佐及び情報伝達等は、管理部にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

■業務執行について

(1)取締役会

激変する経営環境に対応するため、迅速な意思決定を図ることを目的に、原則として月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役は、5名(社外取締役1名)で構成されております。

(2)執行役員会議

執行役員制度の導入を行い、経営体制と業務執行体制を分離し、機動的かつ効率的な事業運営を行うことを目的に、原則として月1回の執行役員会議を開催しております。執行役員は、15名で構成されております。

■監査・監督について

(1)内部監査

代表取締役社長直轄組織として内部監査室を設置しております。

内部監査は、会社の財産の保全及び経営効率の向上を図ることを目的として、業務活動が、法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い、適正かつ有効に運営されているか否かを業務・会計両面にわたって監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに適切な指導を行っております。また、代表取締役社長から特命事項について監査を命ぜられた場合には、特定事項、特定部門について随時監査を行っております。

内部監査は、内部監査室長1名及び内部監査スタッフ3名(兼任)で構成されております。

(2) 監査役監査

監査役制度を採用しており、監査役は定期的に監査役会を開催する他、取締役会へ常時出席し、意見陳述を行っております。

監査役監査は、会社の健全な発展と経営目標の達成に寄与すべく、独立かつ公正、客観的な立場から、会社の経営活動全般を対象とし、その真実性及び適法性について、業務・会計両面にわたって監査を実施しております。常勤監査役は、監査計画に基づき常時監査業務に専念し、非常勤監査役は、経営全般に関する客観的かつ公正な監査意見を開陳しており、コンプライアンスの徹底に向けた監視・監督機能の強化を図っております。

監査役は、常勤監査役1名(社外監査役)及び非常勤監査役2名(社外監査役2名)で構成されております。また、社外監査役3名は独立役員として指定しております。

監査役の機能強化に関する取組状況については、【監査役関係】及び【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載しております。

(3) 会計監査

会計監査は、あると築地監査法人と監査契約を結び、監査期中においても適宜監査を受けております。

平成27年3月期における会計監査業務を執行した公認会計士は、あると築地監査法人に所属の岩崎和文、長井完文であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名であります。

(4) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の再構築とコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

■ 指名、報酬決定について

取締役候補者は、取締役会決議により選任され、監査役候補者は、監査役会の同意を得たうえで取締役会決議により選任されます。報酬決定については、【取締役報酬関係】に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、弁護士及び公認会計士を招聘し、コンプライアンスと監査体制の強化を図り、監査役会の経営監視機能により、透明性の確保ができる体制であると考えます。また、社外取締役1名及び社外監査役3名を独立役員として指定し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会等の円滑化に向けた方策を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末には決算説明会を開催し、社長自身が投資家の皆様に決算内容、事業の状況及び今後の事業展開等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報には、当社をより理解いただくため、社長自身による経営方針の説明、ニュースリリース、決算短信等の適時開示資料、IRツール(決算説明会資料、事業報告書)を掲載し、適時、適切な開示に努めております。その他、半期毎に株主の皆様へ情報誌を発行し、より適時な情報開示を図っております。 (URL http://www.fujipream.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、IR・広報部を設置しております。IR・広報部は、ホームページを含むIRツールの製作や広報活動を行い、迅速、かつ適切に情報開示を行える体制を構築しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、クリーン・エコエネルギー分野に注力し、環境保全と事業拡大双方を視野に入れた事業展開を行っております。また、平成18年3月にISO14001を取得いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーが迅速、かつ正確に経営状況を把握できるための方針を検討しております。
その他	他社主催のIRフェアへ積極的に参加する等、ステークホルダーに対して幅広い活動を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、取締役会において、会社法上の内部統制システム及び内部統制基本方針書を制定し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、会社の業務の適正を確保するための体制を整えている。

(整備状況)

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス委員会・事務局を設置する。
- ・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、行動規範・倫理綱領を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ・管理部長を情報管理責任者とし、情報管理体制を強化する。
- ・取締役に対するコンプライアンス研修を実施する。
- ・内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行状況を確認できるような情報の保存・管理体制として、議事録、稟議書、契約書等保存対象書類、保存期間、検索のための分類方法、保存場所等を「情報取扱規程」に定める。

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制を統括する部署をリスク管理委員会とし、「リスク管理マニュアル」に定める。
- ・従業員に対するリスク管理に関する教育・研修を実施する。
- ・大規模な事故や災害・不祥事が発生した場合の危機対応マニュアルを整備する。

(4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会としての役割と責任権限を明確化する。
- ・執行役員制度を導入し、経営体制と執行体制を分離することで、機動的かつ効率的な事業運営を行う。
- ・「組織運営規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により定める。

(5) 当社及び当社グループ会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。入社時には個別教育を実施する。
- ・内部通報窓口を設置する。

(6) 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループ全体のガバナンス体制構築のため(組織と権限、担当役員と担当部署)の基本方針を策定する。
- ・子会社のコンプライアンスの周知のため教育や研修を実施する。
- ・親会社としての子会社管理の基本方針を「子会社管理規程」に定める。
- ・役員派遣による子会社のガバナンスを強化する。
- ・子会社の一定の経営上の重要事項に関する事項は、親会社の承認が必要な体制を整備する。

・業務執行状況・財務状況等を定期的に当社の取締役会に報告する。

・親会社による子会社の内部監査室による監査を実施する。

・危機発生時における親会社への連絡体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会の職務を補助する事務局(監査役室)を独立して設置する。監査役補助スタッフの配置、員数を整備する。
- ・監査役補助スタッフの人事評価、懲戒処分等に対して監査役の同意を得る。
- ・当該従業員は、監査役補助スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下において優先して従事するものとする。
- ・「監査役会規程」により定める。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社及び当社グループ会社の取締役から監査役に報告する体制を構築する。(執行役員会議で決定された重要な事項、内部監査状況、社内不祥事・法令違反、リスク管理に関する重要な事項等)

・従業員から直接監査役に報告する体制を構築する。(内部通報情報、社内処分事例等)

・監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員に対して、不利益な取扱いをすることを禁ずる。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役が効率的に監査が行われることを確保するための体制

・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員に対して、不利益な取扱いをすることを禁ずる。

・「監査役会規程」により定める。

・内部統制システムが有効的に機能しているか検証する。

(11) 財務報告の内部統制システムが効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務プロセスの文書化、リスク分析を行い、その対策を明らかにする。
- ・内部統制が機能するための組織、職務分担を明確にし、社内規程を整備する。
- ・事業活動にかかわる法令その他の規範の遵守を促進するため、法令遵守体制を整備する。
- ・計算書類及び計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。
- ・資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図る。
- ・財務を担当する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者を配置する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

反社会的勢力の排除は企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも必須のことであり、反社会的勢力からの不当要求等には決して応じない。

(整備状況)

(1) 「行動規範」に反社会的勢力排除を定め、社内に徹底を図っている。

(2) 「リスク管理マニュアル」の中で、反社会的勢力からの不当要求等をリスクと捉え、当該団体等からの不当要求等に対処できるようにしている。

(3) 反社会的勢力の排除に向け、他企業との情報共有化及び警察との協働関係構築のため、「企業防衛対策協議会」に参加し、地域企業及び県警本部と交流、情報交換を図っている。

(4) 反社会的勢力からの不当要求等に対し、総務部が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で事態に対処することとしている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

企業価値・株主価値の実現という観点から、買収防衛策を考慮した方針を検討しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■リスク管理体制の整備状況

当社の関連事業であるディスプレイデバイス市場は変化が激しく、情報の収集が当社の業績に影響を及ぼす可能性があり、各部門における情報及び営業本部における業界情報を毎月行われる執行役員会議等において、迅速かつ正確に経営幹部に伝達しております。また、コンプライアンスに関するリスク管理は、内部監査及び監査役監査による監視活動を強化して対応しております。

■適時開示に係る社内体制の概要

(基本的な考え方)

当社は、投資者の皆様への適時適切な会社情報の開示が、健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識したうえで、開示を行ってまいります。更に、投資者の皆様視点に立ち、投資判断に影響を与えると判断されるその他の情報についても積極的に開示することにより、透明性の高い企業として信頼を得るように努めてまいります。

(業務執行の整備状況)

(1) 決定事実及び発生事実に関する情報

1. 重要な決定事実は、原則として月1回開催する定時取締役会において決議・決定する他、必要に応じて開催する臨時取締役会において迅速に決議・決定を行い、情報取扱責任者に報告されます。重要な発生事実については、当該事実の発生を認識した部署及び子会社から速やかに情報取扱責任者に報告されます。
2. 情報取扱責任者は、集約した各種会社情報について、適時開示規則に従い開示の要否を検討し、代表取締役へ報告し承認を得て開示する情報を決定します。
3. 承認後、管理部は開示資料を作成し、監査役によるチェックを受け、開示します。

(2) 決算に関する情報

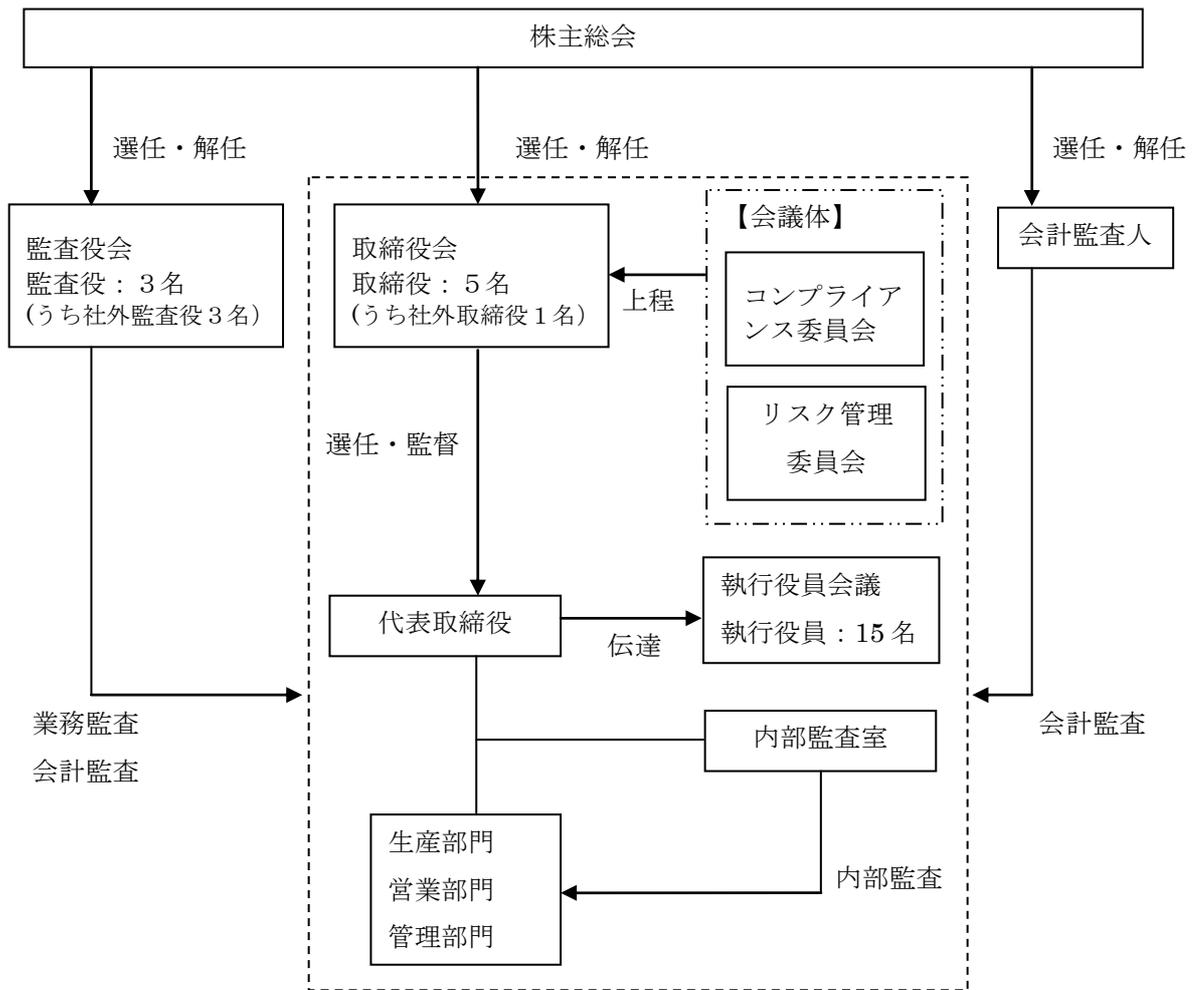
1. 経理部は決算月の翌月に決算財務数値を確定させ、その後、管理部は決算短信等の作成を行い、会計監査人及び監査役による監査を受け、情報取扱責任者に報告します。
2. 情報取扱責任者は、決算短信等を決算取締役会へ付議し、承認を得ます。
3. 承認後、管理部は開示します。

(モニタリングの整備状況)

適時開示体制の運用の実効性を確保するため、内部監査部門は業務が適法に実施されているかどうか等について監査を行い、監査役へは日常的に開示情報が伝達されるようになっております。

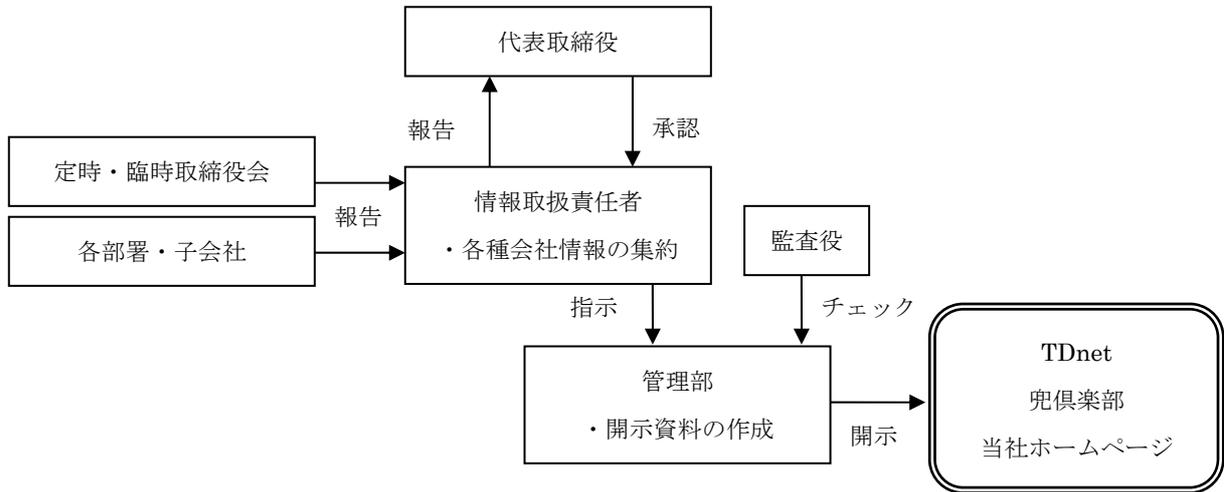
【参考資料：模式図】

■コーポレート・ガバナンス体制



■適時開示体制

(1) 決定事実及び発生事実に関する情報



(2) 決算に関する情報

